

海外の裁判手続における
電子化事例調査報告資料

【事例番号 6】
フランス・第一審裁判所他

アビームコンサルティング株式会社

目 次

第 1 本資料の目的及び調査の概要	1
1 本資料の目的	1
2 調査の概要	1
(1) 調査対象海外事例の概要	1
(2) 手続利用者の概要	4
(3) 手続利用に必要な条件・環境	4
第 2 民事訴訟手続 I T 化に向けた本事例からの示唆	7
1 e 提出に関する示唆	7
2 e 事件管理に関する示唆	7
3 e 法廷に関する示唆	7
4 I T 部分における本人サポート	7
5 オンライン利用促進の取組	7
6 I T 化への隘路	7
7 その他の示唆	9
第 2 調査結果詳細	12
1 訴えの提起	12
(1) 訴状の提出	12
(2) 手数料の納付	12
2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定	13
(1) 訴状の内容確認	13
(2) 第一回口頭弁論期日の指定	14
(4) 被告への訴状及び期日呼出し状の送達	14
3 第 1 回口頭弁論期日	15
4 爭点及び証拠の整理手続	15
5 証拠調べ（人証）	15
6 期日調書	15
7 判決	15
(1) 判決書の作成	15
(2) 判決の言渡し	15
(3) 判決書正本の送達	15
8 情報公開	16
9 記録の管理	16
10 証明手続	16
11 当事者からの照会対応	16
(1) 当事者からの照会対応	16

1 2 他の行政機関のシステムとの連携	16
1 3 デジタル弱者への対応	16
(1) デジタル弱者への対応	16
(2) 利用者への対応	16
1 4 全国展開の段取り	18
(1) 全国展開の段取り	18
1 5 ユーザ属性（本人若しくは代理人）	18
(1) ユーザ属性（本人若しくは代理人）	18

第1 本資料の目的及び調査の概要

1 本資料の目的

本資料は、民事訴訟手続のIT化の検討に際して、幅広いIT化の可能性を検討するため、民事訴訟手続のIT化において活用可能と考えられる海外における裁判所への訴訟手続に関する電子化事例を収集・整理するものである。

2 調査の概要¹

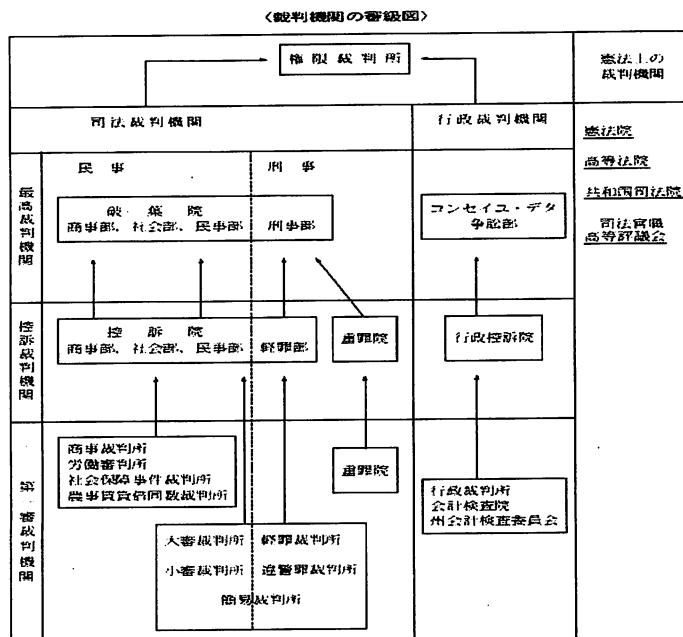
(1) 調査対象海外事例の概要

本事例では、フランスにおける裁判手続を調査対象としている。

日本は、裁判所の頂点として、最高裁判所があり、その下に法律によって設置される下級裁判所が存在する構成であるが、フランスは司法機構に属する司法裁判機関と行政機構の属する行政裁判機関の2系統の裁判機関が構成されていることが最も大きな違いである。

なお、フランスは日本と同じく三審制²であるものの、司法裁判機関とされる裁判所にも、普通法裁判所と特別裁判所があり、①司法裁判機関（破棄院、控訴院、重罪院、大審裁判所等）、②行政裁判機関（コンセイユ・デタ（争訟部）、行政控訴院、地方行政裁判所）、③憲法上の裁判機関（憲法院や高等法院等）のように、大別され裁判が進んでいく。

(図表N o 1 フランスの審級図)



出典：フランスの裁判制度 (<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/11-1/nakamura.pdf>)

¹ <https://www.utrechtlawreview.org/articles/abstract/10.18352/ulr.153/>

当資料は「Justice in France: the e-Barreau experience」によるところが大きい。

² なお、裁判組織の頂点にある最高裁判機関としての破棄院とコンセイユ・デタは、事実審ではなく法律審であることから、第三審の裁判所とは言わないこともある。

また、フランスの法令はかなり頻繁に改正されている。一つの法典全体を全面改正することは珍しく、単行法またはオルドナンス (ordonnance) やデクレ (décret) を制定して、それを法典の中に編入するという方法での部分改正が多い。³

なお、最新の条文を参照する場合は、インターネット上で確認できる。⁴フランス政府は、法律を普及させるための公的サービス (le service public de la diffusion du droit) としてインターネットを利用して法典の条文を掲載しているので、最新の改正が比較的リアルタイムで反映されており、この点も日本とは大きく異なる点である。

このようにインターネットを活用した司法情報の公開を実施しているフランスであるが、1997年（平成9年）～2002年（平成14年）においては、情報通信技術導入の遅れに対し、行政におけるICT導入を進めようと、最初の2年間に900万ユーロが予算配分された。この枠組みの中で、市民と行政の間での情報交換にICTを利用しようと、2つのプログラム（①Vital eカード：健康保険データのスマートカード化し、患者と医者間での処方箋や領収書のやりとりを行うもの。1998年（平成10年）に導入後、Vital eカードは2008年（平成20年）に一般開業医の82%，薬剤師の99%が使用。②TéléIR：2002年（平成14年）に導入された課税申告システム。総費用が約10億ユーロを超えたものの、電子申告数は多く国民に利用されている。）が成立し、成功し、影響力があった。しかし、それらの開発さえもスムーズには進まず、相当な費用がかかったとされている。

このようなICT導入の動きを受け、裁判手続のシステム導入は2000年（平成12年）はじめに、パリの第一審裁判所に初めてウェブシステム「e-Greffé」がパイロット導入されたところから始まった。ウェブシステム「e-Greffé」は、パリの弁護士、法務省、パリの第一審裁判所のパートナーシップの成果であり、特に弁護士連合主導で電子化が進んだことは、特筆すべき事項である。

そもそも、フランスには180の弁護士会があり、180の弁護士会が、弁護士会会長会議 (la Conférence des Barreaux) という組織を構成している。その中でも、パリ弁護士会は、弁群を抜いて規模が大きい（フランス全弁護士の内40%が同弁護士会会員）。全国レベルでは、全国弁護士会評議会 (Conseil National des Barreaux) が政府機関に対して弁護士を代表し、弁護士行為準則規程を統一化する役割を果たしている。

なお、このウェブシステムは、弁護士がインターネットを通じて、欲しい情報を検索できるよう、裁判所の事件情報システムを一部開放した形となった。そのため、弁護士は、事件に関する情報へのアクセス、裁判所からの電子通知の受取、および電子文書をダウンロードすることが可能となった。その後、2003年（平成15年）にウェブシステム

³オルドナンス (ordonnance) は立法の領域で行政権が制定することができる命令の一種。デクレ (décret) は共和国大統領および首相が行う一方的な行政行為である命令の総称の行政機関の命令を指す。

⁴ <http://www.legifrance.gouv.fr>

「e-Greffé」が本格的に導入され、2009年（平成21年）には、ウェブシステム「e-Greffé」は、ウェブシステム「e-Barreau」に接続された。

ウェブシステム「e-Barreau」では、3つの機能が存在する。（①事件管理データの送信：電子形式で作成されたデータを電子メールに添付したり、審理準備をしたりするのに使用する。なお、裁判所の書記官および管理職員には、弁護士に送付する電子メールにあらかじめ用意された文章を記入できるテンプレートが用意されている、②RTF形式またはPDF形式の添付ファイルを含んだ電子メールのやりとり（電子手続対象の書類が該当）、③訴訟手続に紐づいた電子書類の送信）

また、2006年（平成18年）にはマルセイユ、リース、アレスにて第一審にウェブシステム「ComCi TGIV2」が導入され、控訴審に「ComCi CA」が導入された⁵。

なお、フランスにおける民事上及び商業上で起きた事件に対する解決数は、日本の民事事件の既済件数と比較し、日本と比べ、かなり多く約2倍の件数である。

図表No.2 フランス-民事上および商業上の問題に対する解決数⁶

民事事件		
年度	フランス	日本（既済件数）
2015	2,618,374	1,425,479
2016	2,674,878	1,482,890
2017	2,609,394	1,526,181

出所：「Télécharger l'ensemble des chiffres-clés 2015, 2016, 2017」より

「司法統計 民事・行政 平成29年度 年報」（日本 裁判所HPより）

このように、年間に扱う事件数も多い中、電子化が着々と進む背景には、フランスでは、口頭審理も存在するもののそれ以上に書面にて審理が進むことが多いこと、2007年（平成22年）9月において、法務省とCNB間で交わされた新しい条約が締結されたことが寄与している。なお、この条約には電子通信の使用方法に関するガイドラインも含まれており、裁判所書記官および弁護士は、書類として提出する必要のある書類を除き、地方協定に記載された書類の電子版を送信することが義務付けられた。（電子通信にはメールでの添付が想定されている。）ただし、2010年（平成22年）時点において、ウェブシステム「e-Barreau」では、裁判所への資料提出は出来ず、過去資料の検索のみ可能である。

このような背景の中、ウェブシステム「e-Barreau」は、弁護士と司法行政における通常の裁判所間でのe提出の仕組みを構築したものとして広まった。この仕組みにより、従来の書面でのやりとりで実施していたことをほぼ同等に電子化しており、電子ツールを使用して、より効率的にやりとりを進めることができるようになった。

⁵ ComCi CA アドオンは、控訴審の事件管理システムである WinCi CA のために開発された

⁶ <http://www.justice.gouv.fr/statistiques-10054/chiffres-cles-de-la-justice-10303/>

なお、フランスでは当初、紙ベースの手順をシステム化することに伴い、発生する問題は技術的な問題に特化されると考えていた。事件情報ファイル自体やその手続については大変重要視されており、システムには完全性や信頼性が要求されていたからある。

ところが、実際に電子化を開始すると、技術的な問題よりも、関連する組織全体のガバナンスを取っていくことが問題は大きかった。フランスでは、その問題を解決するためには、ウェブシステムで何ができるのか、それがどのように組織に受け入れられるかの妥協点を探し続けることが課題であり、ユーザに対しても、新しい電子的なサービスに積極的に参加するよう動機づける方法を見つけることが課題であった。

フランスでは、資料共有をすることのみが電子化事例であるものの、電子申請の普及率が高い。当観点より、当資料では、前身のウェブシステム「e-Greffee」及びウェブシステム「e-Barreau」に焦点をあて、報告対象として整理を行う。

(2) 手続利用者の概要

前身のウェブシステム「e-Greffee」及びウェブシステム「e-Barreau」とともに、手続利用者は弁護士である。

ウェブシステム「e-Greffee」については、2004年（平成16年）に200人、2006年（平成18年）には350人と増加した。ウェブシステム「e-Barreau」に統合されてからは、当初より、既に3,000人の弁護士をターゲットにしていたものの、CNBの調査⁷によると、ウェブシステム「e-Barreau」は2007年末に約1,200人、2009年2月に約2,500人、2009年10月に約5,000人に利用された。また、2010年（平成22年）年2月までにパリ第一審裁判所と地方弁護士協会との間で137の地域協定が締結されたことで、約7,000人の弁護士がウェブシステム「e-Barreau」に加入することとなった。⁸

なお、Navistaが2010年（平成22年）6月に発表したレポートによると、010年（平成22年）4月にて、2,722台のNavistaboxがフランスで使用されている。なお、2009年時点において、個人事務所で働いている弁護士が35.6%であることから、ほとんどの場合、法律事務所で複数の弁護士にて、Navistaboxを使っていると想定する。

(3) 手続利用に必要な条件・環境

前身のウェブシステム「e-Greffee」及びウェブシステム「e-Barreau」とともに、以下の環境を用意する必要がある。

ア パソコン等の機器

⁷ *Conseil national des barreaux* : National Bar Council : 全国弁護士会評議会

⁸ 2009年1月の法曹界のNational Bar Council Observatoryのデータによると、フランスには50,314人の弁護士があり、そのうち41%がパリに集中している。

ウェブシステム「e-Barreau」にはWindows 10が推奨されている。また、セキュリティが機能しているメール受信トレイ、およびデジタル署名ツールファイルを用意する必要がある。なお、やりとりを行うファイルは暗号化しておく必要がある。

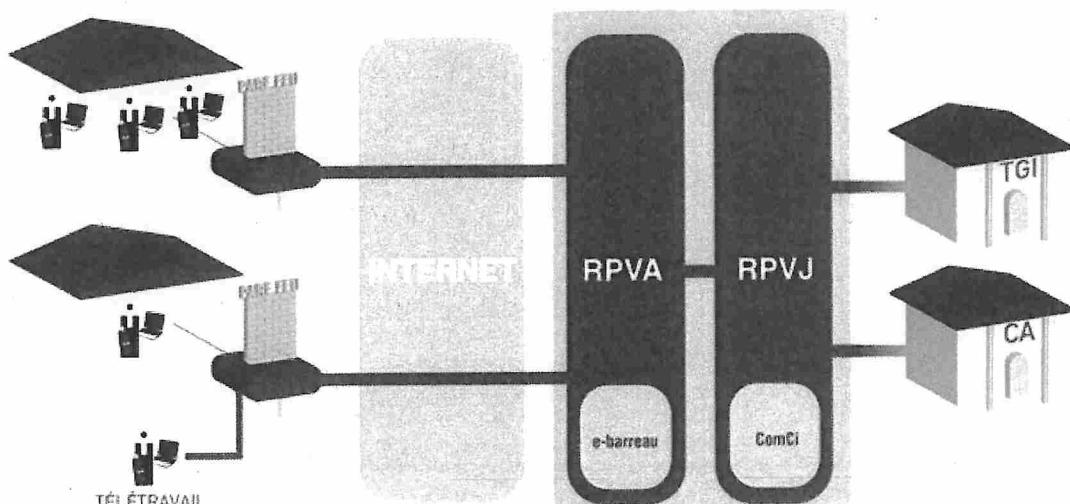
イ インターネット環境

ブロードバンド接続（512Kb～8Mb）ができ、ウェブブラウザ（Internet Explorer 11等）を使用できる環境が必要。インターネット回線の種類に関係なく利用できるが、インターネット常時接続での利用を前提とし、VPN／MPPLS技術を適用している。

2005年（平成17年）5月4日、法務省と全国弁護士会によって国家枠組み条約が締結され、弁護士と裁判所の間の公式の電子通信に関する規則が制定された。

ただし、弁護士が提起した事件の状況に関する情報を受け取り、アプリケーションと文書に関する双方向の公式なコミュニケーションを実施することを目標にしたもの、この時点では他にも手続規則の変更が必要であり、結果2009年（平成21年），実現した。裁判所側のRPVJ（réseau privé virtuel judiciaire）に、弁護士側のRPVA（réseau privé virtuel avocat）を接続し、弁護士側の公式電子通信の使用をより正確にする。

（図表 No1）The e-Barreau infrastructure



引用：ebarreau HP <https://ebarreau.fr/dematerialisation.php>

ウ 電子証明書⁹

前身のウェブシステム「e-Greffé」時代から、システムにアクセスするため

⁹ <https://www.utrechtlawreview.org/articles/abstract/10.18352/ulr.153/>
当資料は「Justice in France: the e-Barreau experience」によるところが大きい。

に、弁護士はU S Bキーに保存されたデジタル証明書が必要であった。（図表 N o 2 参照）この技術は、サービスプロバイダ経由で提供されており、そのユーザの身元と送信された情報の完全性を保証していた。弁護士はウェブシステム「e-G r e f f e」のポータルサイトにログオンし、ユーザ名とP I Nコードを入力すれば、安全にオンラインサービスを利用することができる。

なお、ウェブシステム「e-B a r r e a u」への統合後もほぼ変わらず、R P V AとU S Bキー認証を用いている。キーのドライバをウェブサイト（www.ebarreau.fr）よりインストールし、コンピュータのU S Bスロットに挿入する。（図表 N o 3 参照）

（図表 N o 2）電子証明イメージ



引用：ebarreau HP <https://ebarreau.fr/dematerialisation.php>

（図表 N o 3）ウェブシステム「e-B a r r e a u」ログインイメージ



引用：ebarreau HP https://ebarreau.fr/Guide_ebarreau_TGI.htm

第2 民事訴訟手続IT化に向けた本事例からの示唆

1 e 提出に関する示唆

(1) 書面情報の電子化

電子化において、有益な情報は見つかっていない。

2 e 事件管理に関する示唆

(1) 事件情報の管理と公開

電子化において、有益な情報は見つかっていない。

3 e 法廷に関する示唆

(1) 法廷における情報公開

電子化において、有益な情報は見つかっていない。

4 IT部分における本人サポート

(1) デジタル弱者対応

フランスは完全に電子化へ移行したのではなく、書面での手続を残しており、現状にて電子化に関する有益な情報は見つかっていない。

(2) 窓口

サービスデスクの窓口は、月曜日～金曜日の午前9時から午後6時とされている。なお、ホームページ上に電話番号・メールアドレスが記載されている。

フランスでは休日の対応は行っていない。日本において導入する場合は、休日の窓口を立てるか、チャットベースで回答ができるようAI機能を導入するか等、検討する必要があると推察する。

5 オンライン利用促進の取組

特に有益な情報は見つかっていない。

6 IT化への隘路

(1) データアクセス

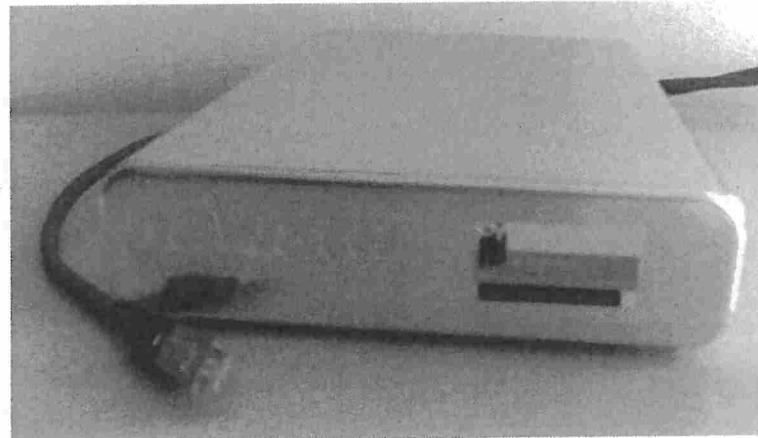
フランスにおいて、ウェブシステム「e-Barreau」は、電気通信事業者「France Télécom Quant」との3年間の28万ユーロの契約のうちに提供された。

ただし、このソリューションは、弁護士が利用する際、インターネットアクセスプロバイダを自由に選択できず、接続に際し、月額約64ユーロかかっていた。それが原因で、既に他のプロバイダでの契約を行っている弁護士には普及しづらく、2005年（平成12年）から2007年（平成15年）にかけては、ごく少数の裁判所のみで使

用されており、2007年（平成15年）4月段階でも、電子提出は200件を下回っていた。

これを解決したのが、別の会社である「N a v i s t a」が提出したデータ暗号化ツール「T h e N a v i s t a b o x」をウェブシステム「e-B a r r e a u」パッケージに追加したことであった。

（図表N o 4 T h e N a v i s t a b o x）



これを使用すると、データ交換が暗号化される。料金も月額55.73ユーロまで下げるに成功¹⁰したように見えたが、実際はデータ暗号化ツール「T h e N a v i s t a b o x」がないと、ウェブシステム「e-B a r r e a u」を使用することが出来ず、実際は寡占状態が、電気通信事業者「F r a n c e T é l é c o m E q u a n t」から「N a v i s t a」へ変わったのみであり、国民の怒りを発生させることになった。

この事例より、システム固有の装置を用意する必要があることは、利用率向上の足かせになる部分が極めて大きい。データ暗号化のために使用されたツールであるが、個人で用意する外部媒体での暗号化をするよりも、例えばファイルアップロード時にバックグラウンドで処理がかかるといったように、ファイル共有を行う仕組みの中に暗号化的仕組みを取り入れることがユーザにも優しいシステムにするために必要ではないかと考える。

（2）電子化に必要な費用

前述したように、月々に係る費用が高いことはフランスの弁護士を苦しめた。それにより、C N Bは電子化を促進させるために、この費用の負担を始めた。¹¹

それにも関わらず、当時全てをウェブシステム「e-G r e f f e」に統一させる動きをしていったC N Bに対し、フランス各地で様々な議論があった。特にパリにおける議論は活発で、既に展開されているウェブシステム「e-G r e f f e」の更改への要望

¹⁰ ただし、設置料では69ユーロ、デジタル証明書付きUSBキーを追加する度に月額7ユーロが発生していた。

¹¹ 月額55ユーロの内、32ユーロの控除を提供した。

が強かった。C N B としてもフランス在籍の弁護士の約4割がいるパリについては、意見をないがしろに出来なかつたため、ウェブシステム「e-G r e f f e」をウェブシステム「e-B a r r e a u」に接続し、パリの弁護士であれば、証明書を有効と認識するようにシステムを更改し、これは約62万ユーロを費やした。その結果、パリの弁護士は「The N a v i s t a b o x」を購入する必要はなく、ウェブシステム「e-G r e f f e」の電子証明書をそのまま使うことになった。

これでは、フランス国内でも費用負担額に差が発生してしまうことから、C N Bへの批判が相次いだ。その結果、いくつかの地方弁護士協会が適応された解決策を探すようになり、フランスで3番目に大きなマルセイユ裁判所¹²では、新しいシステムが開発された。これは「The N a v i s t a b o x」を使用せずに、1か月2ユーロのみでウェブシステム「e-B a r r e a u」を使用できるというものだった。

当事例から、利用率の向上に向けた対策であっても、対策を行うことによるメリットのみならず、デメリットにも目を向け、ユーザ毎に何を実施することがデメリットを抑えながら、最大のメリットを得られるかを考えていくべきといえよう。

7 その他の示唆

(1) ユーザ側利用環境

ウェブブラウザ（I n t e r n e t E x p l o r e r等）を使用できる環境があれば使用可能。ただし、認証にはU S Bや専用媒体が必要となり、システムの利用料も高くかかっていたことから、利用率がなかなか上がらなかつた。

日本においても、マイナンバーカードでの電子証明の場合、カードリーダが必要となる。他の行政機関でのオンライン申請のために用意した国民にとっては、気にならないが、初めてオンライン申請をする国民にとっては、購入の手間がかかる点は留意したい。

電子認証を行う媒体の検討は重要視される。ユーザ毎や資料毎に必要とする認証レベルを変え、可能な限りユーザの手間を減らすことが、電子利用のハードルを下げ、利用率の向上につながると推察する。

(2) 利用時間について

随時メンテナンス時間を除く、24時間365日で利用することができる。利用停止期間を設けていることから、必ずしも24時間365日にこだわる必要はないものと思料する。当該事例のように、システム利用率に応じて、利用時間を制限することも考えられる。

¹² 1, 675人の弁護士（フランス弁護士の5%）を抱える裁判所では、The Navista box の必要とパリバーの優遇措置。2009年8月、マルセイユバーは、シスコのサーバーとソフトウェアに依存して独自のソリューションを構築した。

(3) システムの全国展開について

フランスにおいては、全国的にウェブシステム「e-Bureau」を展開していく中で、主要な法律ソフトウェアベンダーが、互換性のあるソフトウェアをリリースした。

この動きは、弁護士ユーザの業務をより軽減させ、効率的に利用率を上げる直接要因となる。日本においても、より使いやすいシステムとするために、APIを開放する等の検討があると効果的と考える。ただし、特に秘匿情報の多いものも扱うため、解放できる範囲や方法は限られてくると推察されるため、留意して進める必要がある。

(4) 破棄院に導入されたシステムについて

フランスでは、ウェブシステム「e-Bureau」が第一審と控訴院にて導入され、最高裁判所である破棄院への導入に向け、動いているように見えるものの、破棄院では別のシステムが導入されている。

そもそも破棄院では、広範囲かつ包括的な改革構想があり、電子文書管理システム以外にも、裁判官と書記官に大きなフラットスクリーンを提供したり、自宅にいながら、裁判官が仕事をできるようにしたりといった改革を並行して動かしている。

なお、この電子文書管理システムは、2002年（平成14年）に破棄院及び憲法上の裁判所である憲法院において、取り交わされた条約により、法律事務所向けに構築されたサービスである。

2009年（平成21年）時点で、破棄院への申請のうち、70%（民事事件：約19,000件／刑事事件：8,000件）が電子提出されている現状であり、高い電子申請率といえよう。

ただ、この高い電子申請利用率の背景には3つの特徴があるとされている。特徴としては、①②ウェブシステム「e-Bureau」に類似したシステムのように、弁護士会とのよりよいパートナーシップ、②裁判所全体の改革構想の一部としての電子ファイリングの導入、③関係者が少なかったことが挙げられている。

このシステムは、法務省が仮想プライベートネットワークを開設し、破棄院で使用している事件管理システムにアクセスするためのアカウントとして、USBに埋め込まれた電子証明書を法律事務所に提供する。また、法律事務所が仮想プライベートネットワークに接続する仕組みは、請負業者が行うといった役割分担がされている。この動きにより、法律事務所はプライベートネットワークに接続でき、弁護士はこのウェブサービスを使って、手続を行うことができる。

このような役割分担のおかげで、スムーズな展開が可能となり、同年に3件の法律事務所から始め、2004年（平成16年）には、26件の法律事務所、2009年（平成21年）時点で60件の法律事務所が登録している。なお、電子化が進んでいるものの、破棄院では電子化を強制しているのではなく、書面も受け付けているが、破棄院への申請のうち、70%（民事事件：約19,000件／刑事事件：8,000件）が電

子提出された。

元々、フランスの電子化においては、文化的背景として、弁護士会の協力が大きいこともあるが、日本においても、弁護士会との連携は重要視されるといえよう。特にメイシユーザとなるため、システムの構成のみならず、規則変更等のルールの部分についても、検討会等へ多くの弁護士の方に引き続き参加していただき、ヒアリングが重要と考える。どんなことが電子化の足かせになるのか、申請が難しいと感じる部分はどこなのか等をヒアリングし、電子申請方法等を議論していくことが効果的ではないかと推察する。

第2 調査結果詳細

1 訴えの提起

e 提出は、民事訴訟手続において、裁判所への訴状、答弁書、準備書面、証拠書類等の書面提出を電子的に行うことをいう。ここでは、最初のプロセスである、訴状提出に関する事項について、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴状の提出

前身のウェブシステム「e-Greffé」では緊急申請のみの受付であったものの改良や統合等を通じ、ウェブシステム「e-Barreau」での電子通信は、2008年（平成20年）11月以来、68件の裁判所で有効となっていた。

一方で、裁判所全てにて、電子化に必要なシステムが全て備わっているわけではない現状もあり、一部の文書では手書きの署名と紙資料をも送付する必要があった。書類に手書き署名をする場合は、資料をデジタル化したのち、添付ファイルとして送信していたものの、このような手間を解消すべく、2010年（平成22年）4月には、弁護士がウェブシステム「e-Barreau」にログオンしたときは、必ず認証行為を行っていることから、電子署名されているものとみなし、署名は不要になった。¹³

なお、弁護士は、書類を書記官に送信する電子メールに添付することもでき、弁護士はドキュメント文書とデジタル化されたPDF文書を裁判所に送ることが可能である。さらに、現地法曹協会と裁判所との間の地方条約等、いくつかの文書を電子版に置き換えることも可能である。

(2) 手数料の納付

電子化について、有益な情報は得られていない。

司法扶助は、非常に広い範囲に及び、司法機関に属するすべての裁判機関だけでなく、行政機関に属する裁判機関での訴訟費用に対しても適用される。

司法扶助を受けることができるのは、フランス国籍をもった自然人、ヨーロッパ共同体構成国の国民およびフランスに居住している外国人（3条）であって、裁判を受ける権利を利用するのに自己の資産が十分でない人である。

¹³ この規則は2014年末まで有効であるとしている。

2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定

e 事件管理は、民事訴訟手続において、事件管理（経過・期日の管理）、提出書面・証拠の一覧内容管理、判決・決定内容の管理等の事件に関わる情報の管理を電子的に行うことを行う。ここでは、民事訴訟に関わる事件管理に関する事項について、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴状の内容確認¹⁴

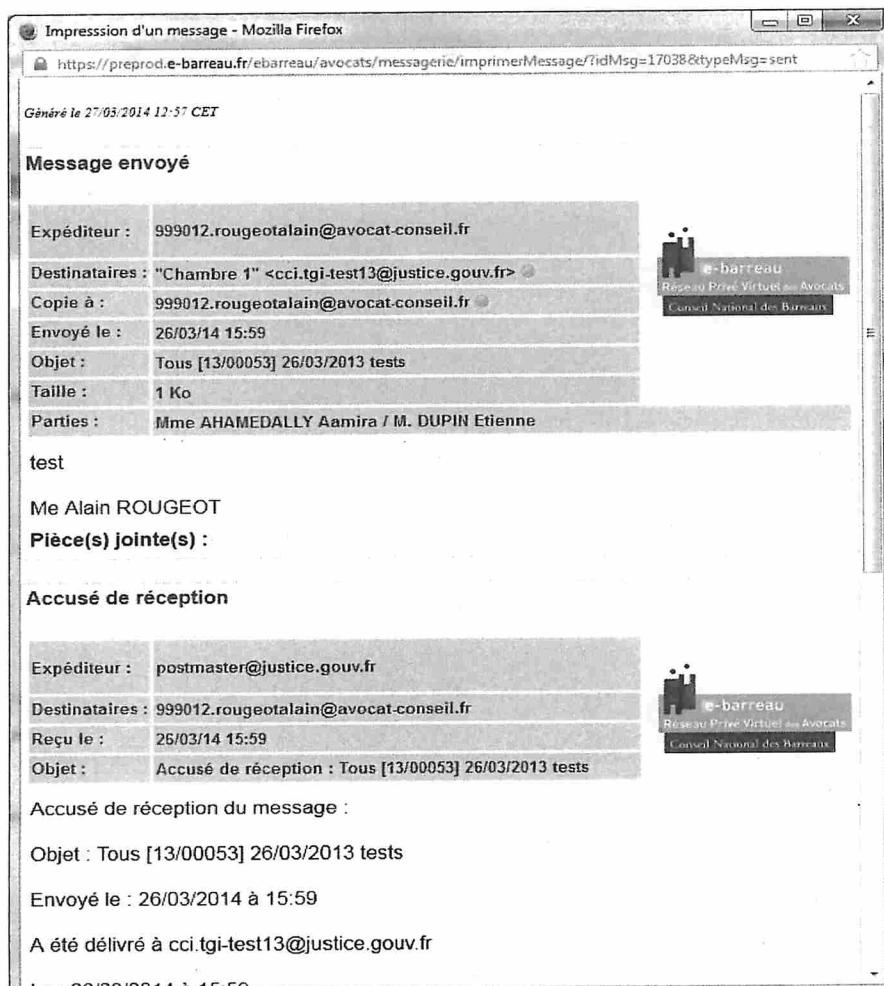
裁判所ユーザにて提出した訴状のオンライン確認が可能である。

なお、第一審裁判所では、ウェブシステム「e-Barreau」を通じた通信は紙の通知と同等であるため、第一審裁判所は電子メールでのやりとりを行っている。

なお、受け付けた資料については、システムから受領通知を出しており、データ自体は裁判所に記録される。

(図表 N o 5)

ウェブシステム「e-Barreau」受付完了メール受信イメージ



引用：ebarreau HP https://ebarreau.fr/Guide_ebarreau_TGI.htm

¹⁴ <https://www.utrechtlawreview.org/articles/abstract/10.18352/ulr.153/>

当資料は「Justice in France: the e-Barreau experience」によるところが大きい。

(2) 第一回口頭弁論期日の指定

期日のスケジュール調整のような日付に関する簡単なメッセージのやりとりは署名が必要ではないため、弁護士および事務員は、司法機関に関する電子メールをお互いに送りあうことができる。

(図表 No 6) ウェブシステム「e-Barreau」期日設定イメージ

The screenshot shows the 'e-Barreau' web interface. At the top, there are navigation links for 'Accès', 'Aperçu', and 'Logout'. The main title is 'Tribunal de Grande Instance (TGI)'. On the left, there is a sidebar with links for 'Accès', 'Consultation des dossiers', 'Saisie au rôle', 'Mémoires', and 'Recherche "non constitutif"'. The main content area is titled 'Selection de l'audience' and shows a table with the following data:

Nature de l'affaire	Affaires familiales
Delit Légal	pl référér 1 15
Dates d'audience	Mardi 15/04/2014 à 14:00 Mary Cassat Mardi 15/04/2014 à 14:05 Paul Gauguin Mercredi 16/04/2014 à 14:00 Amadeo Modigliani Mardi 22/04/2014 à 14:00 Mary Cassat Mardi 22/04/2014 à 14:05 Paul Gauguin

At the bottom of the page, there are buttons for 'Enregistrer' (Save) and 'Annuler' (Cancel). The footer includes links for 'Accès', 'Mémoires', 'Logout', and 'e-Barreau V 7.1.1 / Message'.

(4) 被告への訴状及び期日呼出し状の送達

電子化について、有益な情報は得られていない。

3 第1回口頭弁論期日

e 法廷は、民事訴訟手続における口頭弁論等の法廷においてITを活用することをいう。ここでは、民事訴訟に関わる法廷に関連する事項について、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかについては、有益な情報は得られていない。

4 爭点及び証拠の整理手続

電子的に準備されてきた資料をもとに、民事裁判の期日を迎えるにあたり、準備段階において、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかについては、有益な情報は得られていない。

5 証拠調べ（人証）

電子化を進めるにあたり、訴訟当事者や証人が法廷で尋問（主尋問・反対尋問）を受ける口頭弁論期日において、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかについては、有益な情報は得られていない。

6 期日調書

口頭弁論等において、訴訟手続などの内容や経過を公証するために、裁判所その他の機関が作成する期日調書において、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかについては、有益な情報は得られていない。

7 判決

判決において、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 判決書の作成

電子化について、有益な情報は得られていない。

(2) 判決の言渡し

電子化について、有益な情報は得られていない。

(3) 判決書正本の送達

オンライン上で判決書正本を確認し、電子メールで送ることができる。判決書はデジタル署名を導入していないため、原本を紙で送る必要がある。¹⁵

¹⁵ e <https://www.utrechtlawreview.org/articles/abstract/10.18352/ulr.153/>
当資料は「Justice in France: the e-Barreau experience」によるところが大きい。

8 情報公開

情報公開において、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかについては、有益な情報は得られていない。

9 記録の管理

記録を管理するにあたり、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかについては、有益な情報は得られていない。

10 証明手続

証明手続において、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかについては、有益な情報は得られていない。

11 当事者からの照会対応

当事者からの照会において、フランスの電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 当事者からの照会対応

弁護士ユーザに限定されたシステムであるため、直接ウェブシステム「e-Ba r r e a u」を用いて照会するのではなく、代理人（弁護士）を介してウェブシステム「e-Ba r r e a u」の情報を確認する。

12 他の行政機関のシステムとの連携

フランスの電子化事例では、他の行政機関のシステムとの関連性については、有益な情報は得られていない。

13 デジタル弱者への対応

デジタル弱者への対応として、フランスの電子化事例ではどのような工夫をしているかを確認する。

(1) デジタル弱者への対応

ウェブシステム「e-Ba r r e a u」への登録は任意であり、書面提出も廃止されてはいない。

(2) 利用者への対応

ウェブシステム「e-Ba r r e a u」に登録したすべての弁護士向けに、モバイルアプリケーションを開発し、利用されている。なお、「e-Ba r r e a u」のポータルサイトにはオンラインセミナーが用意されており、会員登録をしているユーザであれば確認することが可能である。

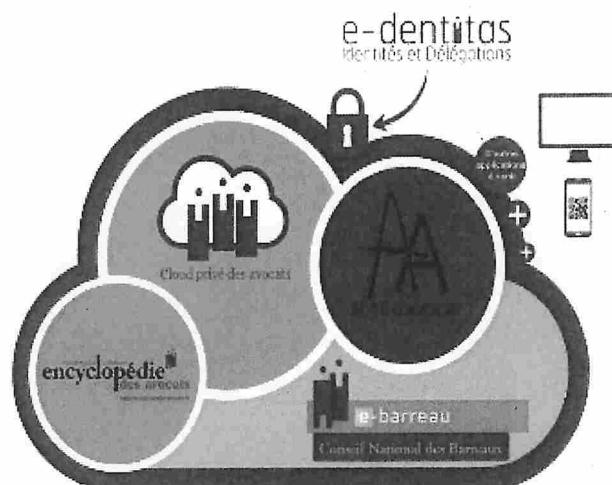
(図表No 7 モバイルアプリケーションイメージ)



引用 : ebarreau HP <https://ebarreau.fr/actus.php>

また、CNBによって、弁護士向けに様々なサービスが提供されており、弁護士のプライベートクラウドの中で資料を扱えるようになっている。下表の「e-dentitas」はウェブシステム「e-Barreau」からのログインをしなくとも、クラウドにアクセスするツールである。このクラウド内はクラウド内限定のメールアドレスがアカウントとなっている。

(図表No 8 プライベートクラウドイメージ)



引用 : ebarreau HP <https://faq.avocat.fr/>

1.4 全国展開の段取り

ウェブシステム「e-Barrreau」及び「e-Greffe」との全国展開にあたり、どのような変遷があったのかを確認する。

(1) 全国展開の段取り

フランスにおいて、電子化を進めるにあたっては以下のような変遷があった。

- ・2000年：e-Greffeの運用開始（パリのみ）
- ・2003年：e-Barrreauの開発開始（電子訴訟提出・文書共有システム）
- ・2005年¹⁶：民事訴訟法の改定（裁判所における電子文書の使用が可能となる。）
- ・2008年¹⁷：e-Barrreauの68裁判所による試行運用開始
- ・2009年：e-Greffe（パリのシステム）とe-Barrreauが連携

1.5 ユーザ属性（本人若しくは代理人）

IT化を実現するにあたり、システムのユーザに属性があるか確認する。

(1) ユーザ属性（本人若しくは代理人）

システムの使用は登録されている弁護士に限定されている。

以上

¹⁶ <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/12-3/Loic.pdf>

当法律により、一般的な目録、事件記録及び記録簿は、電子的記録として保有することや訴訟行為、証拠、意見書、召喚状、報告書、調書や執行文を付した判決の正本や写しの送付、交付及び送達も、電子的に行うことができる旨を追記している。

¹⁷ 2005年12月28日の法令第73条の規定を置き換え、召喚状、弁護士が交換した書類、裁判所の手続決定を含み電子的に送信されるものとした。